

地域安全ニュース

宝塚警察署発行

令和８年
11月

犯罪被害給付制度とは

殺人などの身体を害する故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、重症病または障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

被害者が死亡した場合	身体に重大な不詳または疾病を受けた場合	身体に障害が残った場合
～遺族給付金～ 被害者が死亡前に療養を要した場合、被害者負担額も支給	～重症病給付金～ ・重症病（加療１か月以上かつ３日以上の入院）を受けた場合 ・精神疾患の場合は加療１か月以上かつ３日以上就労することができない程度の場合	～障害給付金～ 身体上の障害（１級から１４級）が残った場合
遺族	被害者本人	

毎年11月１日から12月1日までを「犯罪被害者支援月間」と位置づけ、犯罪被害者等支援に関する理解の促進を図るとともに、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を一層醸成することを目的として集中的に広報啓発活動を行っています。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

犯罪被害相談窓口
兵庫県警察被害者支援室（通称：サポートセンター）
ＴＥＬ　０１２０－３３８－２７４
土、日、祝日、12/29～1/3を除く　午前９時から午後４時00分
☆　犯罪被害給付制度及びカウンセリングについての問い合わせ先です。